

台風15号及び19号に係る住宅応急修理等の対応について

1 住家の被害調査

まちづくり推進部では、り災証明書発行を所管する地域力推進部と連携し、住家の被害調査を実施した。

なお、3月31日時点での罹災証明書発行件数は以下のとおり

	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊 (準半壊) (10%以上20%未満)	一部損壊 (10%未満)	合計
台風19号	2件	34件	369件	37件	298件	740件
台風15号	0件	0件	4件		187件	191件

2 災害救助法に基づく住宅の応急修理

台風19号により被災した住家の応急修理を希望する者に対して、公費による修理を実施するもの。屋根、外壁、床、給排水設備、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理することで、元の住宅に住み続けることを目的としている。

(1) 受付窓口

3月31日をもって602臨時窓口を閉鎖し、4月1日以降は建築調整課で窓口対応等を行う。

なお、田園調布地区の臨時窓口は令和元年11月23日から翌年の1月24日まで開設した。

(2) 応急修理申込件数等（3月31日現在）

申請件数	修理依頼件数	工事完了件数	来庁相談件数	電話相談件数
179件	121件	92件	487件	531件

(3) 応急修理未申請者に対する対応

応急修理の対象者（台風19号による被害で「準半壊」以上のり災証明書の発行を受けた者）で応急修理の申請をしていない者（211件）に対して、応急修理制度利用に係る再度の案内を送付した。その際、制度利用に係る意向確認アンケートについて返信用はがきを同封し、79件の返送を受け、制度活用意向がある件数は32件であった。（3月31日現在）

3 大田区住宅被害対策支援事業補助金（都の法外制度）

台風15号及び台風19号により被災した一部損壊住家の補修工事を行う者に対して、工事費を補助するもの。対象となる補修工事は、災害救助法に基づく応急修理の対象となる工事内容で、緊急対策として令和元年度のみ実施する。

3月13日をもって申込を締切り、189件の申請があった。

(参考) 災害救助法に基づく応急修理と都の法外制度の関係は下表のとおり

修理制度	対象の台風	被害程度	限度額
応急修理制度	台風19号	全壊・大規模半壊・半壊	595,000円
		一部損壊（準半壊）	300,000円
都法外制度	台風19号	一部損壊（10%未満）	300,000円以内かつ 対象工事費の1/2以内の額
	台風15号	一部損壊（20%未満）	